

資料 7

令和 3 年度定時総会及び 春季評議員会の開催都市について

令和 3 年度定時総会及び春季評議員会の
開催都市は札幌市（北海道）とする。

総会開催要綱

昭和 52 年 3 月 31 日 理事会決定

昭和 55 年 3 月 31 日 一部改正

平成 23 年 2 月 4 日 一部改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、定款第 4 章に定める総会の運営を円滑に図ることを目的とする。

(開催)

第 2 条 定時総会の開催都市は、別表に定める順序に基づき、当該地区協議会において決定する。ただし、特別の理由により、当該地区協議会以外の地区協議会が開催都市を決定する場合は、当該地区協議会と協議のうえ、理事会に諮り開催地区協議会の順番を繰り上げることができる。

(議長)

第 3 条 総会の議長は、開催都市が指名した者とし、総会において選任する。

(事務局)

第 4 条 総会の運営に関する事務は、その都度開催都市が本会事務局と協議して定めるものとする。

(期日及び日程)

第 5 条 総会の期日及び日程は、定款第 15 条 2 項の規定に基づき、総会の議を経て開催都市が本会事務局と協議して定める。

(会場)

第 6 条 総会の会場は、開催都市が本会事務局と協議して決定する。

(委員の出席)

第 7 条 会長は、必要に応じ、定款第 39 条に定める委員会及び専門委員会委員を総会に出席させ、報告を求め、事情を聴取することができる。

(議題)

第 8 条 総会の議題は、定款第 14 条に定められた事項及び地区協議会において決定した建議事項で総会に付議すべき事項として理事会が決定したものとする。

(経費)

第 9 条 総会に要する経費は、本会の総会交付金をもってあてる。ただし、当該交付金を超える経費については、開催都市の負担とする。なお、議事録作成に要する経費は、本会の経常経費をもってあてる。

(次期開催都市)

第 10 条 次期開催予定地区協議会は、総会開催までに、開催予定都市を決定するものとする。

(展示)

第 11 条 総会の開催にあたっては、賛助会員の展示物、出品物、出品物と陳列、配布等に配慮するものとする。展示の方法等については、開催都市及び本会事務局が展示を希望する賛助会員と協議して定める。

附 則

この運営要綱は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

この運営要綱の、一部改正は、昭和 55 年 3 月 31 日から施行する。

この運営要綱の、一部改正は、公益社団法人全国都市清掃会議の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。

評議員会開催要綱

昭和 52 年 3 月 31 日 理事会決定

昭和 55 年 3 月 31 日 一部改正

平成 23 年 2 月 4 日 一部改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、定款第 37 条に定める評議員会の運営を円滑に図ることを目的とする。

(開催)

第 2 条 評議員会の開催都市は、別表に定める順序に基づき、当該地区協議会において協議し、決定する。但し、特別の理由により、当該地区協議会以外の地区協議会が開催都市を決定する場合は総会開催要綱（平成 23 年 2 月 4 日理事会決定）第 2 条但書書の規定を準用する。

(議長)

第 3 条 評議員会の議長は、定款第 37 条の規定に基づき、出席した正会員の中から当該評議員会において選任する。

(事務局)

第 4 条 評議員会の運営に関する事務は、その都度開催都市が本会事務局と協議して定める「組織及び活動方針」による。

(期日及び日程)

第 5 条 評議員会の期日及び日程は、開催都市が定款第 37 条の規定を考慮し、本会事務局と協議して決定する。

(会場)

第 6 条 評議員会の会場は、開催都市が決定する。

(役員の出席)

第 7 条 本会役員（理事、監事）は、執行部として評議員会に出席する。

(議題)

第 8 条 評議員会の議題は、定款第 37 条に基づき理事会が決定したものとする。

(経費)

第 9 条 評議員会に要する経費は本会の評議員会交付金をもってあてる。ただし、当該交付金を超える経費については、開催都市の負担とする。

(次期開催都市)

第 10 条 次期開催予定地区協議会は、評議員会開催までに開催予定都市を決定するものとする。

(展示)

第 11 条 評議員会における会員の展示、出品については、総会開催要綱第 11 条の規定を準用する。

附 則

この運営要綱は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

この運営要綱の、一部改正は、昭和 55 年 3 月 31 日から施行する。

この運営要綱の、一部改正は、公益社団法人全国都市清掃会議の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。

別表（第2条）定時総会開催地区協議会

春季評議員会開催地区協議会

	開催地区協議会順	参 考	
		開催年	開催市
1	関東地区協議会	昭和45年度	東京都
2	近畿地区協議会	〃 46年度	大津市
3	北海道地区協議会	〃 47年度	札幌市
4	東北地区協議会	〃 48年度	仙台市
5	北陸東海地区協議会	〃 49年度	岐阜市
6	中国・四国地区協議会	〃 50年度	岡山市
7	九州地区協議会	〃 51年度	福岡市
8	関東地区協議会	〃 52年度	川崎市
9	近畿地区協議会	〃 53年度	奈良市
10	北海道地区協議会	〃 54年度	札幌市
11	東北地区協議会	〃 55年度	福島市
12	近畿地区協議会	〃 56年度	神戸市
13	北陸東海地区協議会	〃 57年度	新潟市
14	中国・四国地区協議会	〃 58年度	広島市
15	九州地区協議会	〃 59年度	長崎市
16	関東地区協議会	〃 60年度	横浜市
17	北海道地区協議会	〃 61年度	札幌市
18	東北地区協議会	〃 62年度	盛岡市
19	北陸東海地区協議会	〃 63年度	名古屋市
20	中国・四国地区協議会	平成元年度	岡山市
21	九州地区協議会	〃 2年度	北九州市
22	関東地区協議会	〃 3年度	東京都
23	近畿地区協議会	〃 4年度	大阪市
24	北海道地区協議会	〃 5年度	札幌市
25	東北地区協議会	〃 6年度	山形市
26	北陸東海地区協議会	〃 7年度	静岡市

	開催地区協議会順	参 考	
		開催年	開催市
27	中国・四国地区協議会	〃 8年度	松江市
28	九州地区協議会	〃 9年度	長崎市
29	関東地区協議会	〃 10年度	千葉市
30	近畿地区協議会	〃 11年度	京都市
31	北海道地区協議会	〃 12年度	旭川市
32	東北地区協議会	〃 13年度	秋田市
33	北陸東海地区協議会	〃 14年度	長野市
34	中国・四国地区協議会	〃 15年度	松山市
35	九州地区協議会	〃 16年度	福岡市
36	関東地区協議会	〃 17年度	宇都宮市
37	近畿地区協議会	〃 18年度	神戸市
38	北海道地区協議会	〃 19年度	札幌市
39	東北地区協議会	〃 20年度	青森市
40	北陸東海地区協議会	〃 21年度	新潟市
41	中国・四国地区協議会	〃 22年度	下関市
42	九州地区協議会	〃 23年度	鹿児島市
43	関東地区協議会	〃 24年度	荒川区
44	近畿地区協議会	〃 25年度	大阪市
45	北海道地区協議会	〃 26年度	旭川市
46	東北地区協議会	〃 27年度	仙台市
47	北陸東海地区協議会	〃 28年度	浜松市
48	中国・四国地区協議会	〃 29年度	徳島市
49	九州地区協議会	〃 30年度	佐賀市
50	関東地区協議会	令和元年度	川崎市
51	近畿地区協議会	〃 2年度	堺市
52	北海道地区協議会	〃 3年度	